

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成17年
7月1日
(金曜日)

目次

告示

- 都市公園の区域の変更(都市計画課).....一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課).....一
- 道路の位置の指定(建築指導課).....二
- 公告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課).....二
- 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請(県民生活課).....二
- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....二
- 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(二件)(商政課).....三
- 臨港地区の区域の縦覧(港湾課).....四
- 開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....四
- 教委規則
- 山口県教育委員会が取り扱う個人情報保護に関する規則の一部を改正する規則.....四
- 公安委告示
- 機械警備業務管理者講習の実施.....四

山口県告示第三百七十三号

山口県立都市公園条例(昭和四十八年山口県条例第三号)第十三条の規定により、都市公園の区域を次のとおり変更し、平成十七年七月二日から施行する。

その関係図書は、平成十七年七月一日から一月間山口県土木建築部都市計画課において一般の縦覧に供する。

平成十七年七月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 都市公園の名称
柳井ウエルネスパーク
- 二 都市公園の位置
柳井市
- 三 変更に係る区域
柳井市新庄字林及び字大原の各一部

山口県告示第三百七十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

平成十七年七月一日

山口県知事 二井 関成

- 一 区域の名称
白瀧(2)地区
- 二 区域の範囲
次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた区域

市名	大字名	字名	地名	番	標柱番号
長門市	仙崎	上ノ山	四九	四九	一号
"	"	"	四九	四九	二号
"	"	"	五二の三	五二の三	三号
"	"	"	五三の七	五三の七	四号
"	"	"	五九の四	五九の四	五号
"	"	"	六五九の一五	六五九の一五	六号

山口県告示第三百七十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、周南土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成十七年七月一日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅 (メートル)	延 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
光市島田五丁目一六八五の六五	五・〇	二七・八	一四七・二〇



(三六三) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成十七年八月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十七年六月二十一日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 山口県日台文化経済交流会
代表者の氏名 吉田 聖
主たる事務所の所在地 山口市中河原町二番一七号
- 三 定款に記載された目的
山口県民及び台湾市民に対して、相互の歴史及び文化を紹介するなど歴史文化の認知及び啓蒙に関する事業を行い、もって山口県と台湾との相互理解友好に寄与すること。

(三六四) 特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請がありました。

変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成十七年八月二十二日までの間、山口県環境生活部県民生活課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 申請のあった年月日
平成十七年六月二十二日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
名 称 特定非営利活動法人こどもステーション山口
代表者の氏名 山本 有希
主たる事務所の所在地 山口市中央五丁目一番三〇号

(三六五) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成十七年七月一日から同年十月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 イオンタウン小野田店
所在地 山陽小野田市大字東高泊一二五六
- 二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 原田 昭彦
式会社
コーナン商事株式会社 大阪府堺市鳳東町四丁目四〇の一 疋田 耕造

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	株式会社西松屋チエーン	株式会社西松屋チエーン
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一	兵庫県姫路市飾東町庄二六六の一
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

四 届出年月日

平成十七年六月九日

五 変更年月日

平成十八年二月十日

(三六六) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年七月一日から同年十月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び山陽小野田市産業経済部商工労働課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イオンタウン小野田店

所在地 山陽小野田市大字東高泊一二五六

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

マックスバリュ西日本株 兵庫県姫路市北条口四丁目四 所 代表者の氏名

コーナン商事株式会社 大阪府堺市鳳東町四丁四〇一の一 所 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗内の店舗面積の合計	九、九四八平方メートル	一、二〇九平方メートル
駐車場の収容台数	七三〇台	五八九台
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	株式会社西松屋チエーン	株式会社西松屋チエーン
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

四 届出年月日

平成十七年六月九日

五 変更年月日

平成十八年二月十日

(三六七) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成十七年七月一日から同年十月三十一日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市観光産業部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成十七年七月一日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 イズミ彦島店

所在地 下関市彦島福浦町二丁目一五の一

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 代表者の氏名

株式会社イズミ 広島市南区京橋町二番二号 所 代表者の氏名

三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

変更前 変更後

大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻 来客が駐車場を利用することができ る時間帯	株式会社イズミ	午後一〇時	翌日の午前零時
---	---------	-------	---------

- 四 届出年月日
平成十七年六月二十二日
- 五 変更年月日
平成十七年七月一日

(三六八) 臨港地区の区域の案の縦覧

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項の規定により、角島臨港地区を定めたいので、同条第三項の規定により、当該臨港地区の区域の案を次のとおり縦覧に供します。

平成十七年七月一日

山口県知事 二井 関 成

一 臨港地区の区域の案

(一) 位置

下関市豊北町大字角島

(二) 面積

五・〇ヘクタール

二 臨港地区の区域の案の縦覧期間

平成十七年七月一日から二週間

三 臨港地区の区域の案の縦覧場所

山口県土木建築部港湾課、豊田土木事務所並びに下関市港湾局総務課及び下関市役所豊北総合支所

(三六九) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十七年七月一日

山口県知事 二井 関 成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字河内字南出合
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
広島県佐伯郡大野町梅原二丁目一番二二番
末廣 栄司



山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年七月一日

山口県教育委員会

山口県教育委員会規則第十八号

山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則
山口県教育委員会が取り扱う個人情報の保護に関する規則(平成十四年山口県教育委員会規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表山口県立山口図書館等専門職員(司書)採用選考試験の成績の項を削る。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県公安委員会告示第四十三号

警備業法(昭和四十七年法律第百十七号)第十一条の六第二項第一号の機械警備業務
管理者講習を次のとおり実施する。

平成十七年七月一日

山口県公安委員会

一 講習の日時及び場所並びに受講者の定員

(一) 日時 平成十七年八月二十九日(月曜日)から同月三十一日(水曜日)まで、

毎日午前九時から午後五時三十分まで

(一) 場所 山口市湯田温泉五丁目一番一号 カリエンテ山口(山口県婦人教育文化会館)

(二) 受講者の定員 二十人

二 講習の事項

(一) 警備業法その他機械警備業務の適正な実施に必要な法令に関する事

(二) 警備業務用機械装置の運用に関する事

(三) 指令業務に関する事

(四) 警察機関への連絡に関する事

(五) その他機械警備業務の管理に必要な事項に関する事

三 受講申込書の受付期間及び時間

平成十七年八月一日(月曜日)から同月十日(水曜日)まで(山口県の休日に関する条例(平成元年山口県条例第十六号)第一条第一項の県の休日を除く。)の午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、受付期間内であっても、申込者の人数が受講者の定員の数に達したときは、受付を締め切るものとする。

四 受講申込書の提出先

(一) 県内に住所を有する者

住所地为管轄する警察署

(二) 県外に住所を有する者

山口県内の最寄りの警察署

五 受講申込書の提出方法

受講申込書は、持参して提出するものとし、郵便によるものは、受け付けない。

六 提出書類

(一) 機械警備業務管理者講習受講申込書(警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和五十八年国家公安委員会規則第二号)別記様式第一号によること。)(正副二通)

(二) 写真(縦三センチメートル、横三センチメートルとし、申込前六月以内に撮影した無帽、正面向き、上半身像及び無背景のものとする。)(二枚)

七 受講手数料

三万八千円に相当する山口県収入証紙を受講申込書正本の下部余白欄にはること。

この収入証紙には、消印をしないこと。

八 講習の実施の委託

講習は、山口市宮島町五番一三三号 社団法人山口県警備業協会に委託して実施す

る。

九 その他

この講習についての問合せは、最寄りの警察署又は山口市滝町一番一号 山口県警察本部生活安全部生活安全企画課(電話〇八三一九三三〇一一〇内線三〇一八)にすること。郵便で問い合わせる場合は、往復はがきを使用するか、又は八十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒を同封の上すること。

平成十七年七月一日
発行

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）